

保育料無償化について

令和元年10月より保育料無償化が開始となりました。給付を受けていただく為には、給付認定を受けていただく必要があります。入園決定後、お渡しする申請書を京都市に提出し、1号認定、2号認定、3号認定のうちのどれかを受けていただきます。

1号認定 満3歳以上の小学校就学前の子ども

2号認定 年少以上児の内、家庭において必要な保育を受けることが困難な者
保育が必要な理由（両親の就労・妊娠、出産・疾病、障害・介護、看護
災害復旧・求職活動・就学・育休継続・その他）

3号認定 家庭において必要な保育を受けることが困難な者の内、保護者及び
同一世帯員が市民税非課税である者

令和8年度より「子ども・子育て支援新制度」の幼稚園へと移行する準備を進めております。それにより、令和8年4月から保育料を幼稚園に納めて頂く必要がなくなります。無償化に関わる当園の経費と致しまして、下記の通りとなります。

○保育料 3・4・5歳児 全額
2歳児（ひよこ組）は3歳誕生日の前日より無償化の対象

○預かり保育料 午後保育日 (1日 1000円)
午前保育日 (1日 1300円)
長期休暇中 (1日 1500円)

・上記の金額の内 2号3号認定の方のみ 利用日数×1日の上限450円が返金されます。

※給食の副食材料費の補足給付について

要件を満たした児童の内、申請書を提出された方のみ対象です。

対象者 ①世帯員の市町村民税所得割合計が77,101円未満の世帯の園児

②小学校3年生以下の兄弟から数えて第3子以降となる園児

③市町村民税を課されない者に準ずる世帯に属する園児

食された給食1食分につき、245円が返金されます。(令和7年度)